

法人組織説明会資料

(平成17年3月18日現在)

1 教育研究組織

- (1) 教育研究に関する組織
- (2) 教育研究に関する組織図
- (3) 新たに導入される主な運営制度及び組織

2 法人の事務組織

- (1) 法人組織図
- (2) 法人事務分掌

○参考資料 (別冊) 教育研究組織関係資料

横浜市大学改革推進本部

1 教育研究組織

(1) 教育研究に関する組織

ア 教育研究審議会

- ・教育研究審議会は、学長、副学長、教育研究上の重要な組織の長、病院長、外部有識者で構成し、大学の教育研究に関する重要な事項を審議します。外部有識者は、学長が指名します。

イ 人事委員会

- ・人事委員会は、学長の諮問委員会として、教育研究審議会から選出された者、経営審議会から選出された者及び外部有識者のそれぞれ2名ずつの6名で構成し、教員の公募、採用の審査、再任の審査、昇任の審査、教員管理職の選考、その他学長から諮問された教員人事に係る事項の審議を行います。
- ・人事委員会には、下部組織となる部会及びワーキングを設け、運営します。

ウ 学長選考会議

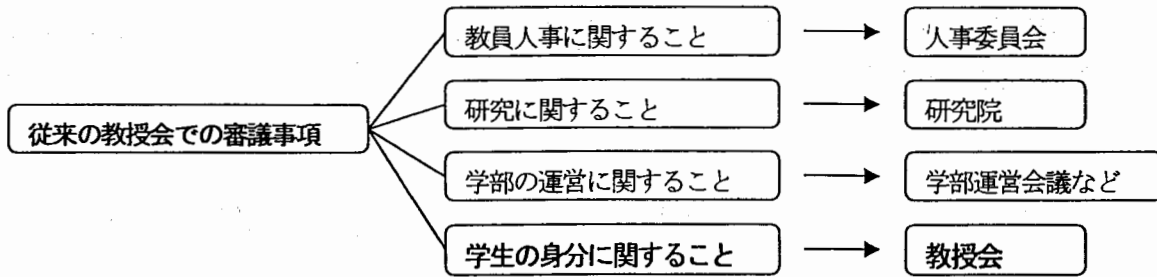
- ・学長選考会議は、教育研究審議会を構成する者の中から選出される者3名（うち1名は、法人の役員又は職員でない者）、経営審議会を構成する者（理事長及び教育研究審議会を構成する者を除く）の中から選出される者3名（うち1名は、法人の職員でない者）、合計6名で構成します。
- ・議長は互選とし、選考会議に関して必要な事項は、議長が選考会議に諮って定めます。

エ 国際総合科学部

- ・国際総合科学部は、一学部一学科の構成のため、学部長が学科長を兼務します。
- ・国際総合科学部に、教授会と教授会代議員会を置きます。
- ・学部長のもとに学部運営会議を置きます。
- ・国際総合科学部の中に、国際教養学系・理学系・経営科学系の3つの学系を置いています。学系はコースでの教育内容を受験生、学生、あるいは広く社会の理解を得やすくするための呼称として用いており、それぞれの学系のもとに2つのコースと、融合領域として1つのコース、計7コースを置きます。
- ・各コースには、コース長とコース会議を置きます。
- ・また、国際総合科学部と医学部の1年次の全員が受講する共通教養を行うため、共通教養長と共通教養会議を置きます。
- ・なお、平成18年度以降の学部長及びコース長は、人事委員会で決めます。

【教授会の審議事項】

教授会は、学生の身分に関して審議します。



オ 既存学部（商学部、国際文化学部、理学部）

- ・既存の商学部・国際文化学部・理学部は、法人が設置する大学の学部として運営します。学部長は、国際総合科学部長が兼務します。
- ・3学部、それぞれ教授会及び教授会代議員会を置きますが、国際総合科学部の教授会、代議員会がかねることとします。また、学部長のもとに3つの教育課程会議を置き運営します。

カ 医学部

- ・医学部は、医学科と看護学科の構成としており、17年度は医学部長が医学科長を兼務します。
- ・医学部に、教授会を置きます。
- ・学部長のもとに学部運営会議を置きます。
- ・医学科及び看護学科には、学科長及び医学科会議（教授会代議員会）、看護学科会議（教授会代議員会）を置きます。
- ・医学科長、看護学科長のもとに学科運営会議を置くとともに、専門教育のカリキュラムに沿い、医学科では5名のカリキュラム長を、看護学科では2名のカリキュラム長を置きます。
- ・カリキュラムは、それぞれカリキュラム運営会議を置き運営します。
- ・なお、18年度以降の学部長、学科長及びカリキュラム長は、人事委員会で決めます。

キ 国際総合科学研究科

- ・国際総合科学研究科は、1研究科6専攻の構成としており、研究科に、教授会及び教授会代議員会を置きます。
- ・研究科長のもとに研究科運営会議を置きます。
- ・専攻には、専攻ごとに専攻長と専攻会議を置きます。
- ・17年度は、理学専攻長がナノ科学専攻長とバイオ科学専攻長を兼務することとして、4名の専攻長を置きます。
- ・なお、18年度以降の研究科長は、人事委員会で決めます。

ク 既存研究科（経済学研究科・経営学研究科・国際文化研究科・総合理学研究科）

- ・既存の経済学研究科・経営学研究科・国際文化研究科・総合理学研究科は、法人が設置する大学の研究科として運営します。研究科長は、国際総合科学研究科長が兼務します。
- ・4研究科に、教授会及び教授会代議員会を置くとともに、研究科長のもとに教育課程会議を置き運営します。

ケ 医学研究科

- ・医学研究科は、1研究科4専攻の構成としており、研究科に、教授会及び教授会代議員会を置きます。
- ・研究科長のもとに研究科運営会議を置きます。
- ・専攻には、専攻ごとに専攻長と専攻会議を置きます。
- ・なお、18年度以降の研究科長は、人事委員会で決めます。

コ 看護短期大学部

- ・法人が設置する短期大学部として運営します。
- ・看護短期大学部の学長は、横浜市立大学の学長が兼務し、部長は看護学科長が兼務します。
- ・看護短期大学部は、教授会及び教授会代議員会を置くとともに、部長のもとに学部運営会議、カリキュラム会議を置き運営します。
- ・18年度以降の学長は、学長選考会議で、看護学科長は人事委員会で決めます。

サ 研究院

- ・病院に所属する教員以外の教員が所属して研究を行う組織として研究院を置き、研究院長と2名の副研究院長を置きます。また、研究院の分科会として、国際総合科学系分科会及び医学系分科会を置きます。
- ・研究院に研究院全体会議と研究院運営会議を、置きます。
- ・副研究院長は、国際総合科学系分科会（金沢八景・舞岡・鶴見キャンパス）、医学系分科会（福浦キャンパス）の責任者となり、それぞれ分科会全体会、分科会運営会議を置きます。
- ・なお、18年度以降の研究院長及び副研究院長は、人事委員会で決めます。

(3) 新たに導入する主な運営制度及び組織

独立行政法人化にともない、これまでの地方自治体の人事制度等にとらわれない、弾力的な人材の確保や、効率的な業務執行を可能とするため、新たな運営制度や組織を導入します。

ア 人事委員会

(ア) 目的と機能

- ・教員人事委員会は、全教員を対象とした公募制、任期制による教員人事を、公正性・透明制・客観性をもって行い、教員人事の活性化、適正化を図ることを目的とします。
- ・教員人事委員会は、教育と研究の水準の向上を図るため、全学的な視点に立って、より優秀な人材を招聘し、確保する仕組みとして機能します。

(イ) 委員の構成

- ・教育研究審議会の構成員の中から選ばれた者2人、及び経営審議会の構成員の中から選ばれた者2人に、学外有識者2人を委員として加え、計6人で構成します。
- ・委員の選考は、学長が教育研究の特性を配慮して、理事長と協議の上決定します。
- ・委員長は委員の互選により決定します。
- ・必要に応じて下部組織を持ちます。

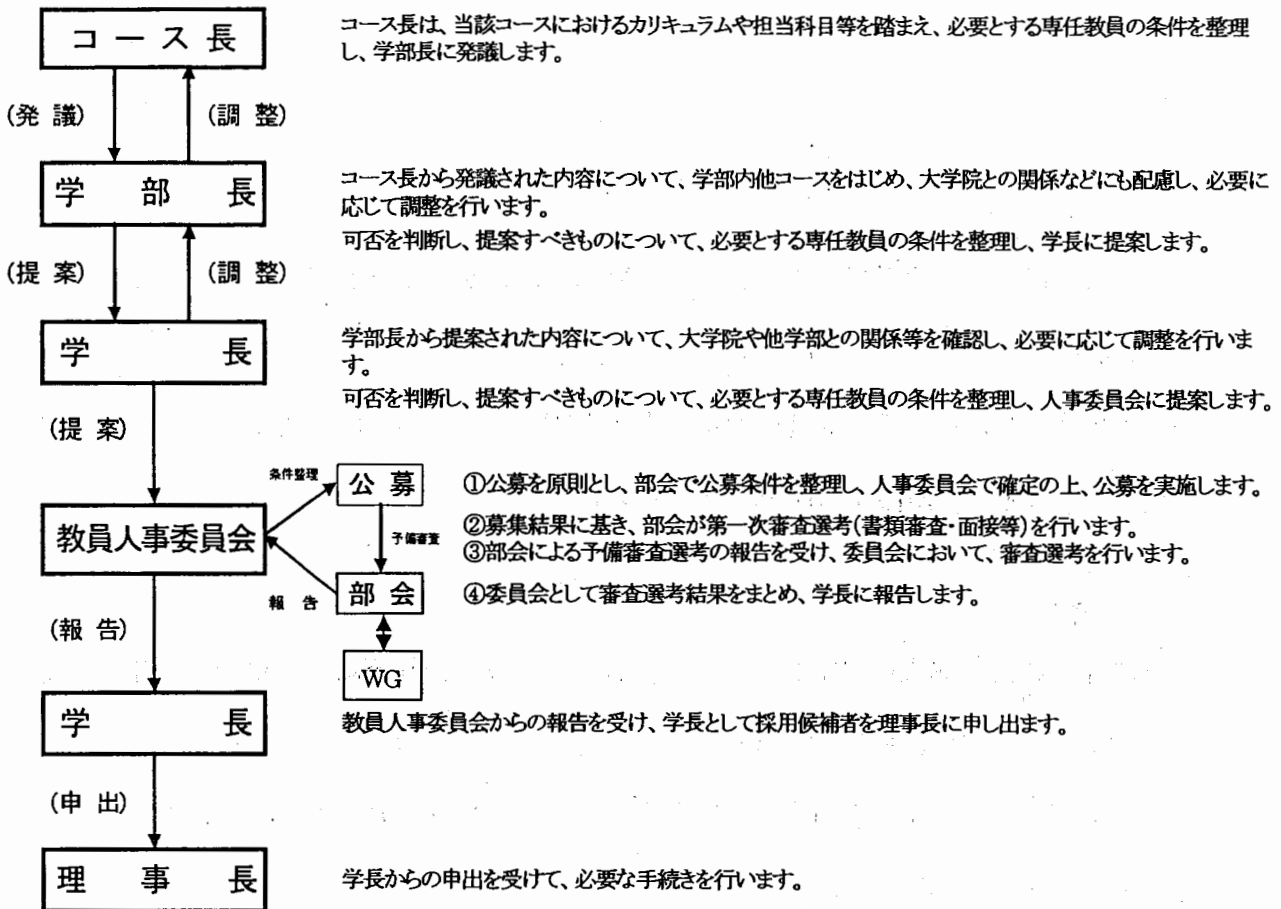
(ウ) 所管事項

- ・教員採用のための公募、教員の採用の審査、教員の再任の審査、教員の昇任（テニユア教授、教授、準教授）の審査、教員管理職の選考（副学長、学部長、診療科部長等、学長以外の教員管理職全て）、
- その他、学長から諮問された教員人事に係る事項の審議を行います。

(エ) 採用にあたっての主な手続きの流れ

(主として国際総合科学部を担当する教員の例)

<準教授・教授の場合>



<主として医学部を担当する場合>

○主として医学部を担当するような教員を採用する場合は、カリキュラム等における必要性を踏まえ、カリキュラム長から学部長に発議するものとします。

○カリキュラム長からの発議を受けた学部長が、学部内をはじめ、大学院や病院などの関係にも配慮し、必要に応じて調整を行うものとします。

※その他の手続きの流れについては、基本的に同様とします。

<主として大学院を担当する場合>

○主として大学院を担当するような教員を採用する場合は、カリキュラム等における必要性を踏まえ、専攻長から研究科長に発議するものとします。

○専攻長からの発議を受けた研究科長が、研究科内をはじめ、学部(病院)などの関係にも配慮し、必要に応じて調整を行うものとします。

※その他の手続きの流れについては、基本的に同様とします。

<病院に所属する場合>

○病院に所属する教員を採用する場合は、病院長を中心に院内での整理を行っていただくとともに、必要性に応じて医学部長や医学研究科長と調整等を行うものとします。

○最終的に病院長が可否を判断し、提案すべきものは、必要とする専任教員の条件を整理し、学長に提案することとします。

※その他の手続きの流れについては、基本的に同様とします。

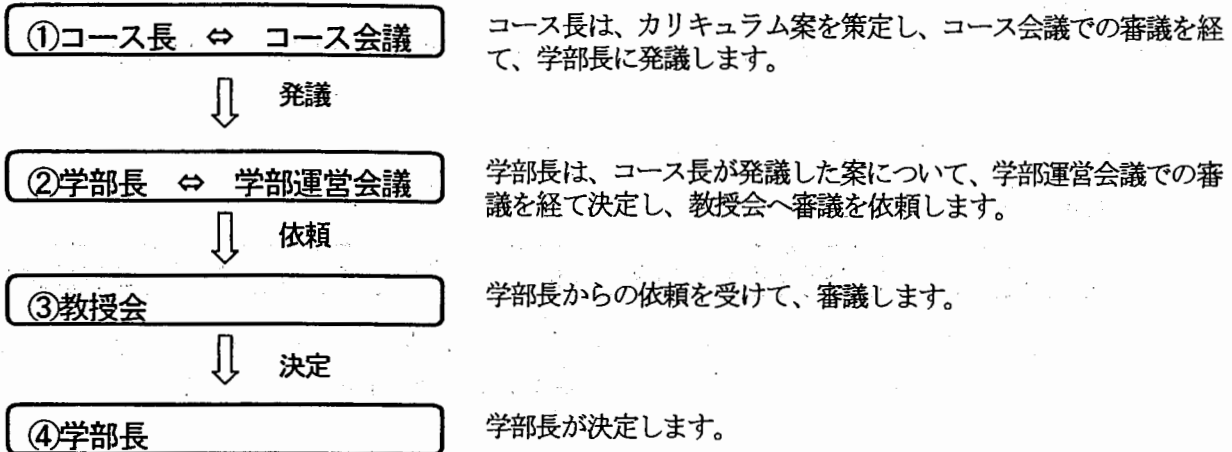
カリキュラム管理

コース等の運営やカリキュラムの編成とその執行責任を明確にするため、コース等の運営責任者として共通教養長・コース長等を置きます。

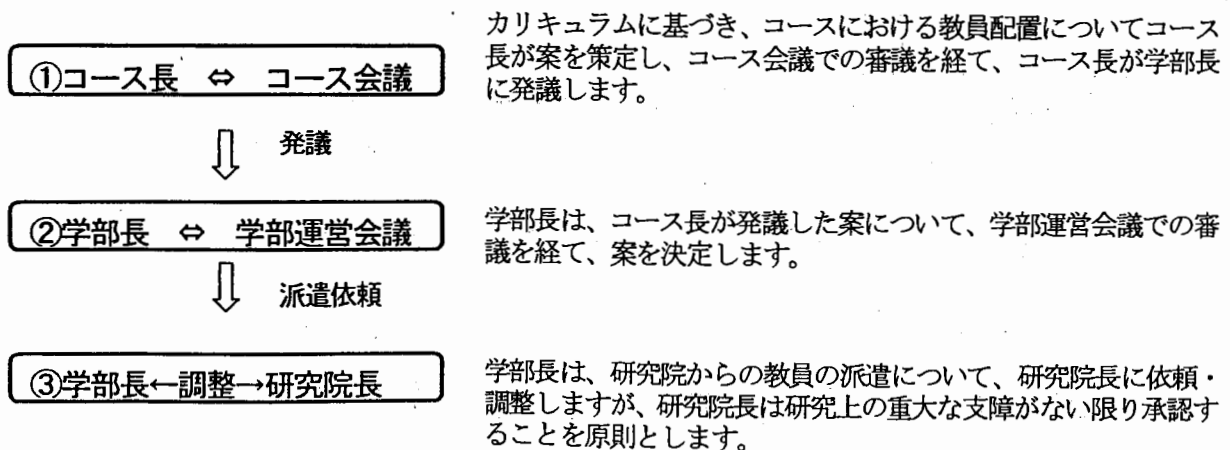
また、学部長は、コース間の調整等及びカリキュラム全般についての管理・調整に責任を持ちます。

なお、それぞれの長のもとに、会議を置き審議を行います。

(ア) カリキュラム編成の流れ



(イ) カリキュラムに基づく教員の配置



ウ 研究院

市大の持つ人文・社会科学系、自然科学系、医学・看護系という多彩な教育・研究領域における既存の研究領域の枠を超えた領域横断的な研究分野を開拓し、社会のニーズに対応した柔軟な教育・研究体制を構築するため、教育組織と研究組織を分離し、病院教員を除く教員が所属して研究する組織として研究院を設置します。

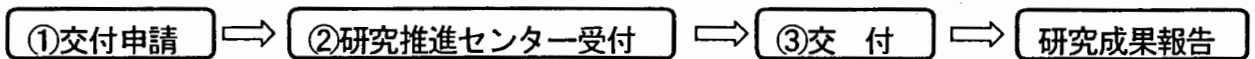
研究院長のもとに研究院運営会議を置き、研究戦略、産学連携、研究費に関して審議します。研究費配分の流れは、次のとおりです。

(ア) 教育研究費

質の高い学生教育を行うための研究活動に要する研究費で、定額基礎分と付加交付分とからなります。

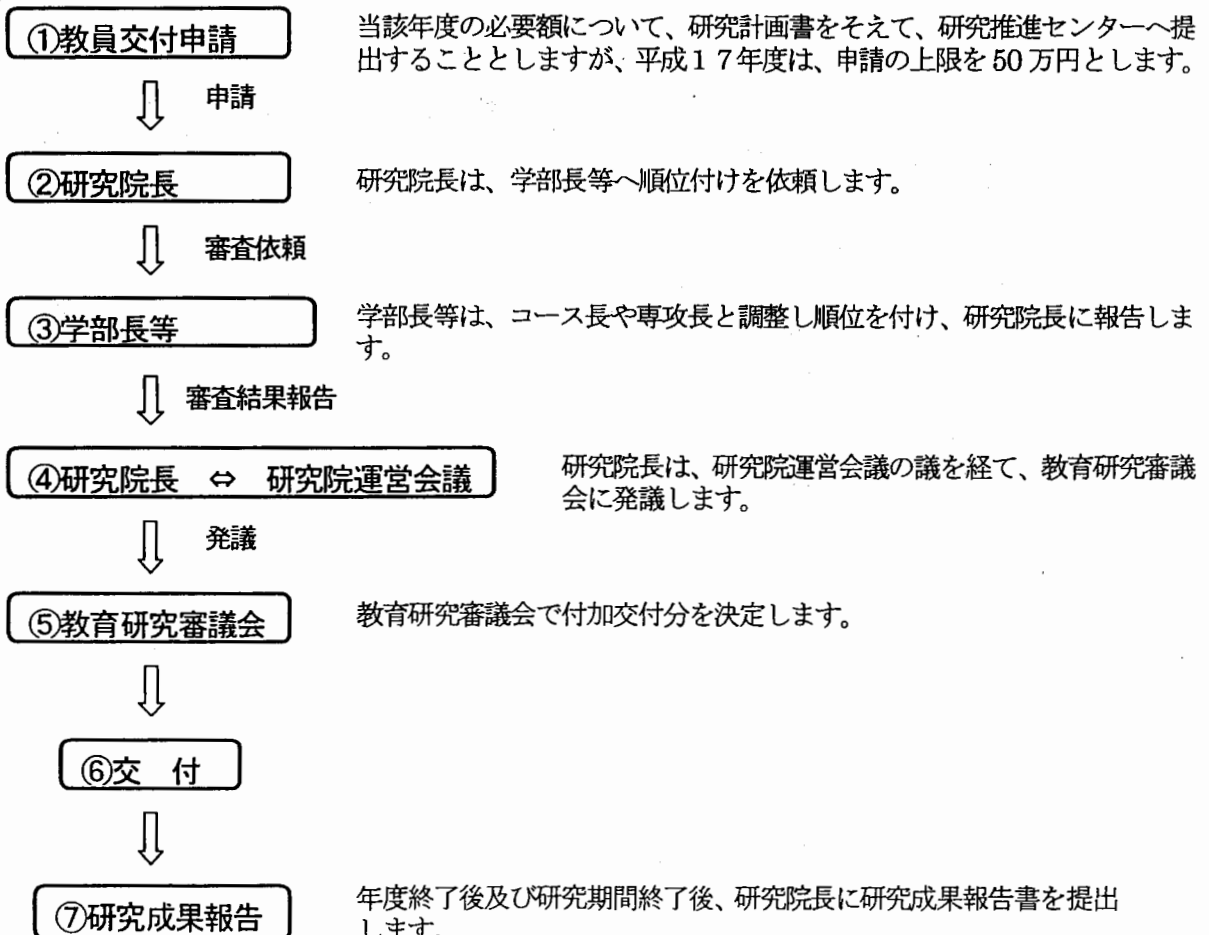
(国際総合科学研究院分科会に属する教員の例)

(a) 定額基礎分



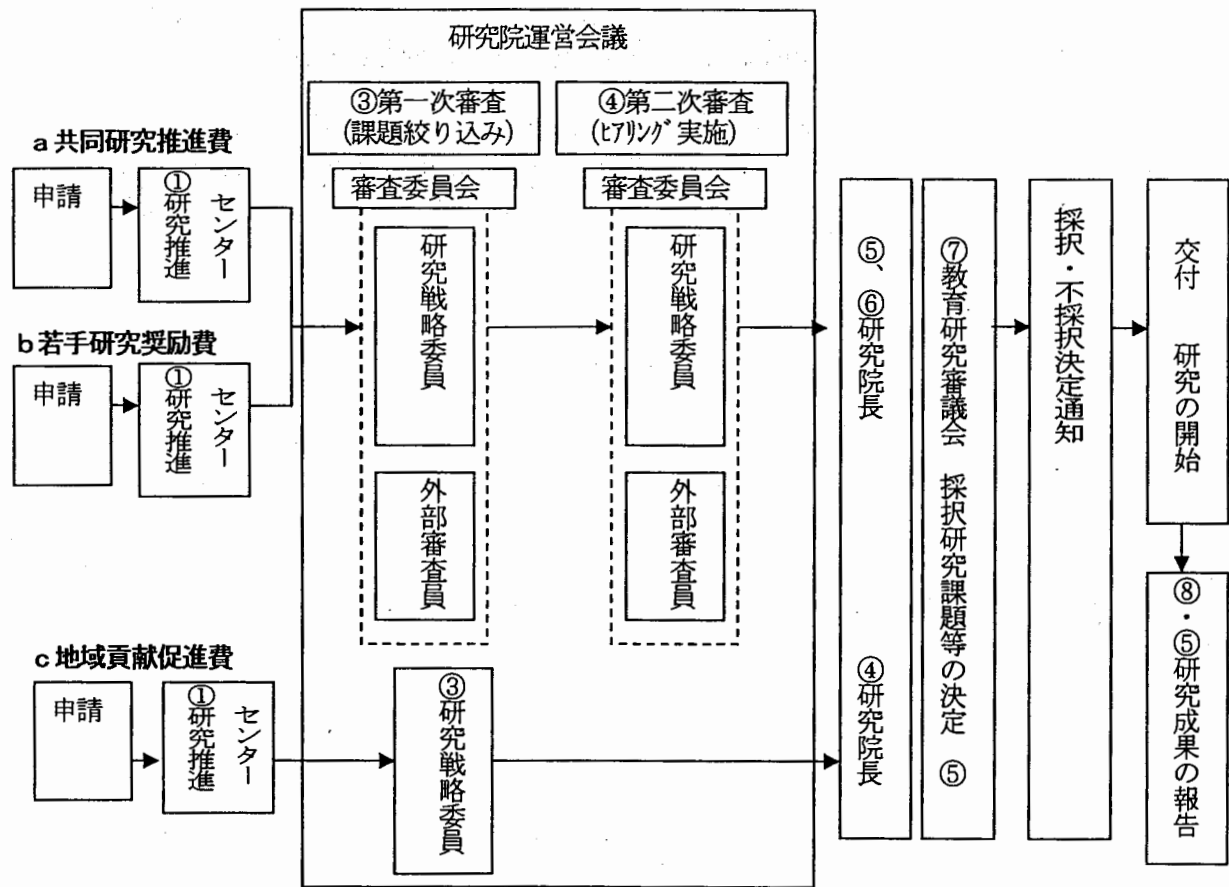
定額分については、①研究計画書をそえて、②研究推進センターへ提出すると、③一律に交付されます。研究終了後、研究院長に研究成果報告書を提出します。 30万円

(b) 付加交付分



(イ) 研究戦略プロジェクト事業

学術の振興及び社会への貢献を目的として、学術研究の動向に即して特に重要なもの、独創的・先駆的なもの、社会的要請に係るもの等の研究を対象とする研究費です。



a 共同研推進費、b 若手研究奨励費

- ① 研究計画書をそえて研究推進センターへ提出
- ② 研究院長は、研究院運営会議に設置する審査委員会（研究戦略委員及び外部審査員）に審査を依頼
- ③ 第一次審査として、採択研究課題を絞り込み
- ④ 第二次審査として、ヒアリングを実施
- ⑤ 審査結果を研究院長へ発議
- ⑥ 研究院長は教育研究審議会へ発議
- ⑦ 教育研究審議会で採択研究課題等を決定
- ⑧ 年度終了後及び研究期間終了後、研究成果を研究院長に報告

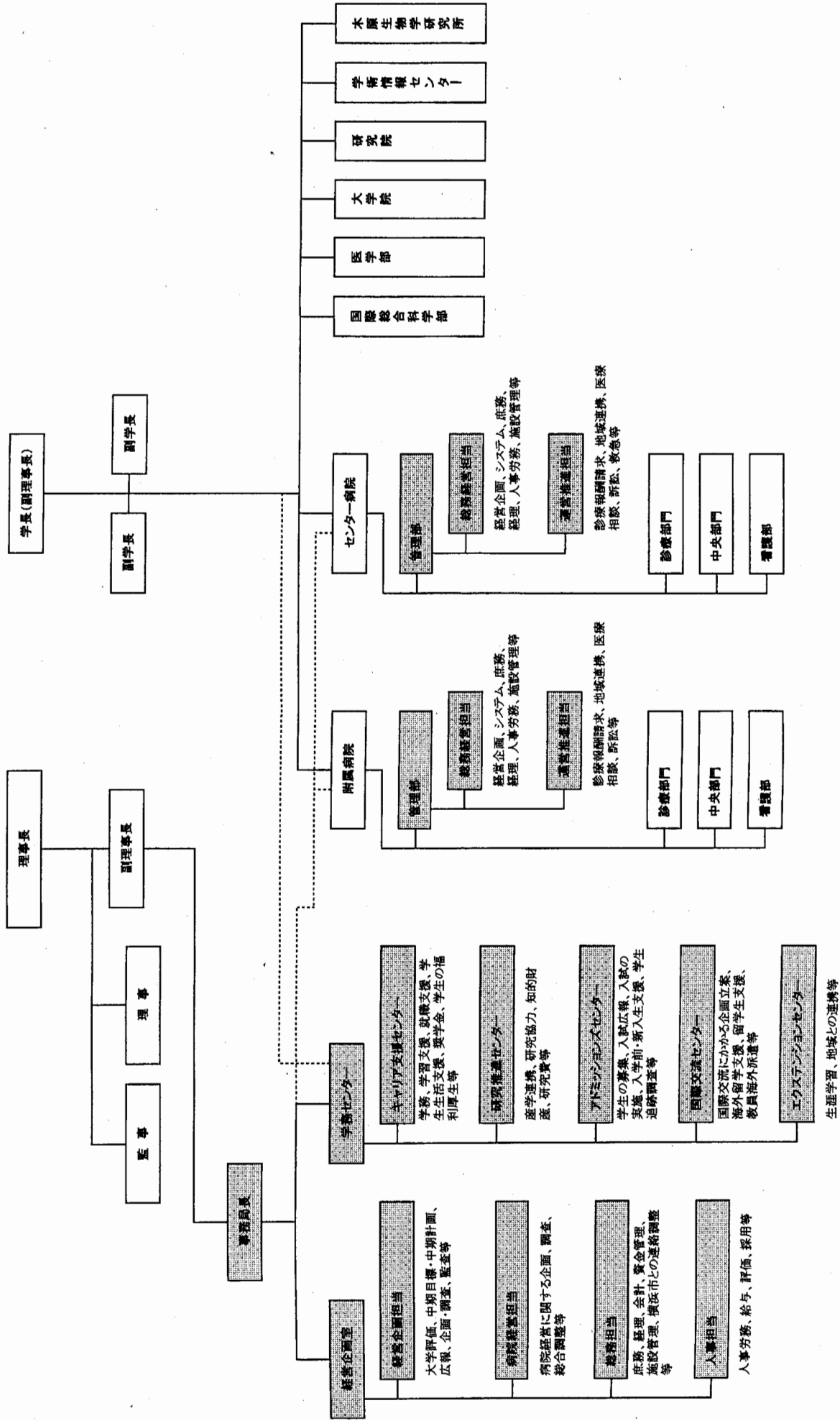
c 地域貢献促進費

- ① 研究計画書をそえて研究推進センターへ提出
- ② 研究院長は、研究院運営会議のメンバーである研究戦略委員に審議を依頼
- ③ 研究戦略委員会で審査し、採択研究課題・担当教員の絞り込み
- ④ 審査結果を研究院長へ発議、研究院長は教育研究審議会へ発議
- ⑤ 教育研究審議会で採択研究課題等を決定
- ⑥ 年度終了後及び研究期間終了後、研究成果を研究院長に報告

	予算配分の目安	内容
(a) 共同研究推進費	約 1 億 2000 万円	重点研究分野における共同研究の推進のための研究費 ①ライフサイエンス ②先端医療 ③ナノテク・材料 ④環境 ⑤産業・地域再生 ⑥都市経営・まちづくり ⑦文化・教育
(b) 若手人材育成推進費	約 750 万円	将来を担う若手研究者等の育成のための研究費
(c) 地域貢献促進費	約 1500 万円	市内の企業・団体・行政等からの課題を公募し、本学教員が課題解決に向けて取組む、直接的な地域貢献促進のための研究費
(d) 先端的医科学先行的研究	約 1000 万円	先端医科学研究センター(仮称)に関連した研究費

2 法人の事務組織

(1) 法人組織図



(2)事務分掌

(平成17年3月18日現在)

17年度法人組織の主な業務(病院以外)

(名称は全て仮称)

新組織名	現在相当する組織	主な業務内容
経営企画室		
経営企画担当		
経営企画担当	企画課企画係	(1)大学評価(自己点検・評価及び認証評価)関連業務(2)中期計画等に関すること(3)年度計画に関すること(4)全学の総合的な企画、調整、調査に関すること(5)他大学の統計、調査等(6)監査等
広報企画担当	企画課情報ネットワーク係	(1)広報企画及び総合調整(2)情報化推進の企画、総合調整(3)大学公式ホームページの管理
病院経営担当		
病院経営担当	病院調整担当	(1)病院経営に関する企画、方針の策定、総合調整
総務担当		
庶務担当	総務課庶務係	(1)横浜市との連絡調整(2)理事長等役員の秘書業務(3)全学の文章に関すること(4)公印の管守(5)諸規程の制定、改廃(6)経営審議会その他の会議(7)災害対策(8)他の主管に属しないこと
施設管理担当	総務課施設係	(1)工事の施工(2)建物及び設備の建設計画(3)(病院を除く)土地建物の管理(4)(病院を除く)学内設備及び工作物の管理(5)基幹ネットワークシステムの管理
経理担当	総務課経理係	(1)予算及び決算(2)運営費交付金(3)自主財源の確保(4)(病院を除く)契約(5)(病院を除く)支出命令(6)(病院を除く)授業料その他の徴収金に関すること(7)その他経理に関すること
会計担当	会計課会計係	(1)現金及び有価証券の出納及び保管(2)小切手の振り出し(3)支出負担行為の確認及び支出命令等の審査(4)物品の出納及び保管(5)指定金融機関との連絡(6)資金計画、調達、管理(7)外部監査対応(8)その他出納に関すること(9)財務会計システムに関すること
人事担当		
人事担当	総務課人事係 2病院職員係 福浦学務課 学務課企画管理 係等	(1)職員の人事及び組織(2)職員の勤務条件(3)職員の服務(4)職員の採用、試験、選考及び人事委員会に係る事務(5)職員の衛生管理(6)職員の研修
評価・給与担当		(1)教育職員、専門職員の評価に係る事務(1)職員の給与、手当(2)職員の福利厚生
学務センター		
キャリア支援センター		
八景キャンパス等担当		
学習・教育担当	学務課学務係	(八景キャンパスの)(1)学務事務、教務事務(2)履修相談、学習支援、学習指導、就職支援(在校生・卒業生)、学生生活相談・支援、奨学金(3)教育支援、FD支援、授業評価、インターンシップ支援(4)学生の身分、諸証明、厚生、保健・衛生・カウンセリング業務(5)他学務、学生に関わる業務全般
学生・就職担当	学務課学生係	
鶴見キャンパス担当	学務課鶴見キャンパス担当	(鶴見キャンパスの)(1)学務事務、教務事務(2)履修相談、学習支援、学習指導、就職支援(在校生・卒業生)、学生生活相談・支援、奨学金(3)教育支援、FD支援、授業評価、インターンシップ支援(4)学生の身分、諸証明、厚生、保健・衛生・カウンセリング業務(5)他学務、学生に関わる業務全般(6)その他鶴見キャンパスにかかる事務
舞岡キャンパス担当	研究推進課舞岡担当	(舞岡キャンパスの)(1)学務事務、教務事務(2)履修相談、学習支援、学習指導、就職支援(在校生・卒業生)、学生生活相談・支援、奨学金(3)教育支援、FD支援、授業評価、インターンシップ支援(4)学生の身分、諸証明、厚生、保健・衛生・カウンセリング業務(5)他学務、学生に関わる業務全般(6)その他舞岡キャンパスにかかる事務
福浦キャンパス担当		
調整担当	福浦学務課調整係	(医学部、医学研究科の)(1)履修相談、学習支援、学習指導、就職支援(在校生・卒業生)、学生生活相談・支援、奨学金(2)教育支援、FD支援、授業評価、インターンシップ支援(3)学生の身分、諸証明、厚生、保健・衛生・カウンセリング業務(4)学務事務、教務事務(5)他学務、学生に関わる業務全般(6)研究費に関すること(7)授業料その他収入金の徴収に関すること(8)(附属病院を除く)福浦キャンパスの職員の衛生管理(9)その他(附属病院を除く)福浦キャンパスにかかる事務
学務担当	福浦学務課学務係	
アドミッションズセンター		
アドミッションズ担当	入試課	(1)学生の募集(2)入試の実施(3)入試広報(4)高大連携(5)入学前学習支援、新入生支援(6)学生調査(追跡調査等)調整業務
国際交流センター		
国際交流担当	企画課事業推進係 学務課学生係 総務課人事係	(1)国際交流に係る企画立案、調整(2)学生の海外留学支援(3)留学生の支援・交流・調整(4)教員の海外派遣
研究推進センター		
研究推進担当	研究推進課	(1)産学連携(2)研究協力(3)研究推進業務(4)知的財産(2)(病院を除く)研究費の受入、執行管理
エクステンションセンター		
エクステンション担当	企画課事業推進係	(1)生涯学習(2)地域住民との協力・交流等(3)卒業生、父母との交流
学術情報センター		
学術情報担当	学情C運営課 管理係	(1)図書、資料その他の学術情報に係る企画、調査及び統計(2)学術情報の収集、管理、利用(3)学術情報の書誌データベース(4)他大学図書館等との相互利用(5)学術情報センター運営に係る会議(6)語学実習室及び情報教育実習室に関すること
医学情報担当	学情C運営課 医学情報C係	(1)医学情報センターの管理運営(2)その他医学情報センターの事務

教育研究組織関係資料

- 1 教育研究に関する各組織の長の役割と権限
- 2 教育研究に関する組織及び各種会議
 - (1) 教育研究審議会
 - (2) 人事委員会
 - (3) 学長選考会議
 - (4) 国際総合科学部
 - ・教授会／運営会議／共通教養会議／コース会議
 - (5) 既存学部（商学部・国際文化学部・理学部）
 - ・教授会／教育課程会議
 - (6) 医学部
 - ・教授会／運営会議／カリキュラム運営会議
 - (7) 国際総合科学研究科
 - ・教授会／運営会議／専攻会議
 - (8) 既存研究科（経済研究科・経営研究科・国際文化研究科・総合理学研究科）
 - ・教授会／教育課程会議
 - (9) 医学研究科
 - ・教授会／運営会議／専攻会議
 - (10) 看護短期大学部
 - ・教授会／部運営会議／カリキュラム運営会議
 - (11) 研究院
 - ・研究院会議／研究院分科会会議

1 教育研究に関する各組織の長の役割と権限

(1) 学 長

学長は、教育及び研究全般の事項を統括する。

(2) 副学長

副学長は、学長を補佐する。

(3) 学部長

- 1 学部長は学部の管理運営及び当該学部の業務に従事する教員を統括する。
- 2 学部長は、学部運営会議の議を経て、以下の事項について決定する。
 - (1) 学部の管理運営に関すること
 - (2) カリキュラム全般についての管理・調整に関すること
 - (3) 学部に配付された予算に関すること
 - (4) 学部における教員人事及び共通教養長、コース長又はカリキュラム長から発議された教員人事の学長への提案に関すること
 - (5) 学生の成績及び進級の管理に関して教授会への発議に関すること
 - (6) 学部における教員の配置に関して研究院長との調整に関すること

(4) 学科長

- 1 学科長は、学科の管理運営及び当該学科の業務に従事する教員を統括する。
- 2 国際総合科学科長は、国際総合科学部長が兼任する。
- 3 医学部科長及び医学部看護学科長は、学科運営会議の議を経て、以下の事項について決定する。
 - (1) カリキュラム全般についての管理・調整に関して学部長への発議に関すること
 - (2) 学科に配付された予算に関すること
 - (3) 学科における教員人事及びカリキュラム長から発議された教員人事の学部長への発議に関すること
 - (4) 学科における教員配置に関して学部長への発議に関すること
 - (5) その他学科の管理運営に関すること

(5) 研究科長

- 1 研究科長は、研究科の管理運営及び当該研究科の業務に従事する教員を統括する。
- 2 研究科長は、研究科運営会議の議を経て、以下の事項について決定する。
 - (1) 専攻全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般についての管理・調整に関すること
 - (2) 研究科に配付された予算に関すること
 - (3) 研究科における教員人事及び専攻長から発議された教員人事の学長への提案に関すること
 - (4) その他研究科の管理運営に関すること

(6) 専攻長

- 1 専攻科の管理運営及び当該専攻科の業務に従事する教員を統括する。
- 2 専攻長は専攻会議の議を経て、以下の事項について決定する。
 - (1) 専攻に関するカリキュラムの編成に関して研究科長への発議に関すること
 - (2) 専攻に係わる教員人事の研究科長への発議に関すること
 - (3) 専攻に係わる教員の配置に関して研究科長への発議に関すること
 - (4) 学生の成績及び進級の管理について研究科長への発議に関すること
 - (5) 学生教育費のうち専攻に係る予算に関して研究科長への

(7) 共通教養長

- 1 共通教養長は、共通教養の管理運営に関する業務及び共通教養の業務に従事する教員を統括する。
- 2 共通教養長は、共通教養会議の議を経て、以下の事項について決定する。
 - (1) 共通教養科目に関するカリキュラムの編成に関して学部長への発議に関すること
 - (2) 共通教養に係わる教員人事の学部長への発議に関すること
 - (3) 共通教養に係わる教員配置に関して学部長への発議に関すること
 - (4) 学生の成績及び進級の管理に関して学部長への発議に関すること
 - (5) 学生教育費のうち共通教養に係る予算に関して学部長への発議に関すること
 - (6) その他全学の教養教育に関すること

(8) コース長

- 1 コース長は、コースの管理運営に関する業務及び当該コースの業務に従事する教員を統括する。
- 2 コース長はコース会議の議を経て、以下の事項について決定する。
 - (1) コースに関するカリキュラムの編成について学部長への発議に関する事
 - (2) コースに係わる教員人事の学部長への発議に関する事
 - (3) コースに係わる教員配置に関して学部長への発議に関する事
 - (4) 学生の成績及び進級の管理について学部長への発議に関する事
 - (5) 学生教育費のうちコースに係る予算に関して学部長への発議に関する事
 - (6) その他コースの運営に関する事

(9) カリキュラム長

- 1 カリキュラム長は、カリキュラムの管理運営に関する業務及び当該業務に従事する教員を統括する。
- 2 カリキュラム長は、カリキュラム会議の議を経て、以下の事項について決定する。
 - (1) カリキュラムの編成に関してカリキュラム運営会議へ発議すること
 - (2) カリキュラムに係わる教員人事の学科長への発議に関する事
 - (3) カリキュラムに係わる教員配置について学科長への発議に関する事
 - (4) 学生の成績及び進級の管理に関して学科長への発議に関する事
 - (5) 学生教育費のうちカリキュラムに係る予算に関して学部長への発議に関する事
 - (6) その他カリキュラムの運営に関する事

(10) 研究院長

- 1 研究院長は研究院の管理運営及び所属する教員を統括する。
- 2 研究院長は、研究院運営会議の議を経て、以下の事項を決定する。
 - (1) 研究戦略に関して教育研究審議会へ発議すること
 - (2) 産学連携に関して教育研究審議会へ発議すること
 - (3) 教育研究費に関して教育研究審議会へ発議すること
 - (4) 戦略的研究費に関して教育研究審議会へ発議すること
 - (5) 研究院に所属する教員の選考について学長への提案に関する事
 - (6) 研究設備、スペースに関して教育研究審議会へ発議すること
 - (7) 知的財産に関して教育研究審議会へ発議すること
 - (8) 研究の支援活動に関する事
 - (9) 外部研究費の受け入れに関する事
 - (10) 研究環境の整備に関して教育研究審議会へ発議すること
 - (11) 倫理審査に関する事
 - (12) その他研究に関する事

(11) 副研究院長

- 副研究院長は、研究院分科会の議を経て、次の事項について研究院運営会議へ発議する。
- (1) 研究戦略に関して研究院運営会議へ発議すること
 - (2) 産学連携に関して研究院運営会議へ発議すること
 - (3) 教育研究費に関して研究院運営会議へ発議すること
 - (4) 戦略的研究費に関して研究院運営会議へ発議すること
 - (5) 研究院に所属する教員の選考について研究院長への発議に関する事
 - (6) 研究設備、スペースに関して研究院運営会議へ発議すること
 - (7) 知的財産に関して研究院運営会議へ発議すること
 - (8) 研究の支援活動に関する事
 - (9) 外部研究費の受け入れに関する事
 - (10) 研究環境の整備に関して研究院運営会議へ発議すること
 - (11) 倫理審査に関する事
 - (12) その他研究院運営会議から附議された事項に関する事

2 教育研究に関する各種会議

教育研究審議会

1 規程

公立大学法人横浜市立大学定款 第18条～第21条

2 審議事項

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する事項
- (6) 教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項
- (7) その他教育研究に関する重要事項

3 構成員

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (4) 大学の附属病院の長
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者

人事委員会

1 規程

「学則」

2 主な責務

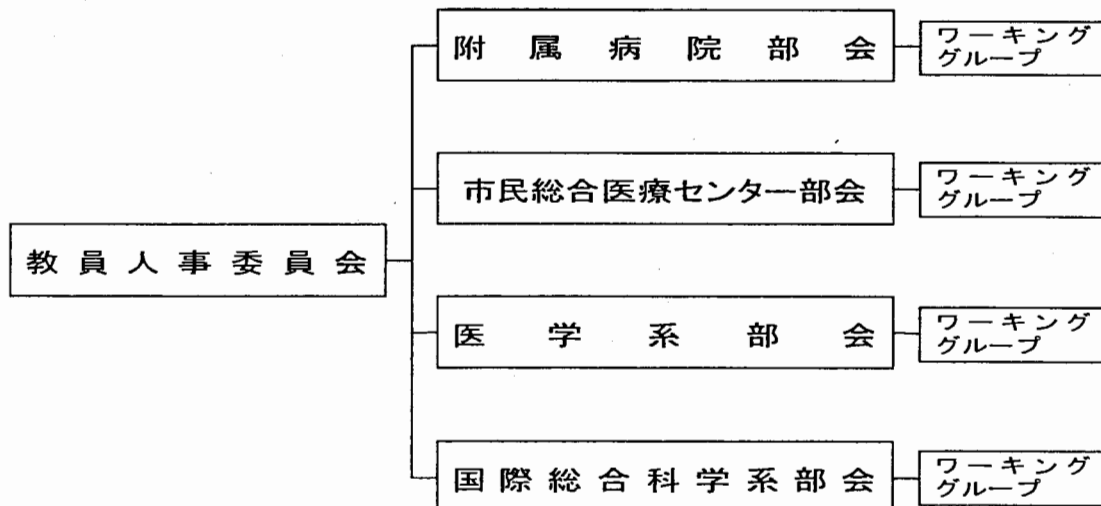
- (1) 教員等の採用のための公募
- (2) 教員等の採用の審査
- (3) 教員等の再任の審査
- (4) 教員等の昇任の審査
- (5) 教員管理職の選考(副学長、学部長、診療科部長等、学長以外の教員管理職全て)
- (6) その他、学長から諮問された教員人事に係る事項の審議

※教員等には、副学長、学部長、研究院長、コース長を含む

3 構成員

- (1) 教育研究審議会を構成する者の中から選出される者 2名 6名
- (2) 経営審議会を構成する者(理事長及び教育研究審議会を構成する者を除く)の中から選出される者 2名
- (3) 学外有識者 2名
- (4) 議長は、委員の互選による
- (5) 必要に応じて下部組織を持つ
- (6) 人事委員会の委員の選考は、学長が教育研究の特性を配慮して、理事長と協議のうえ決定する。

4 下部組織



※採用候補者の専門性等を審査するため、必要に応じてワーキンググループなどの下部組織を設けるとともに、外部評価なども参考にしていく。

学長選考会議

1 規程 「定款」

2 任命

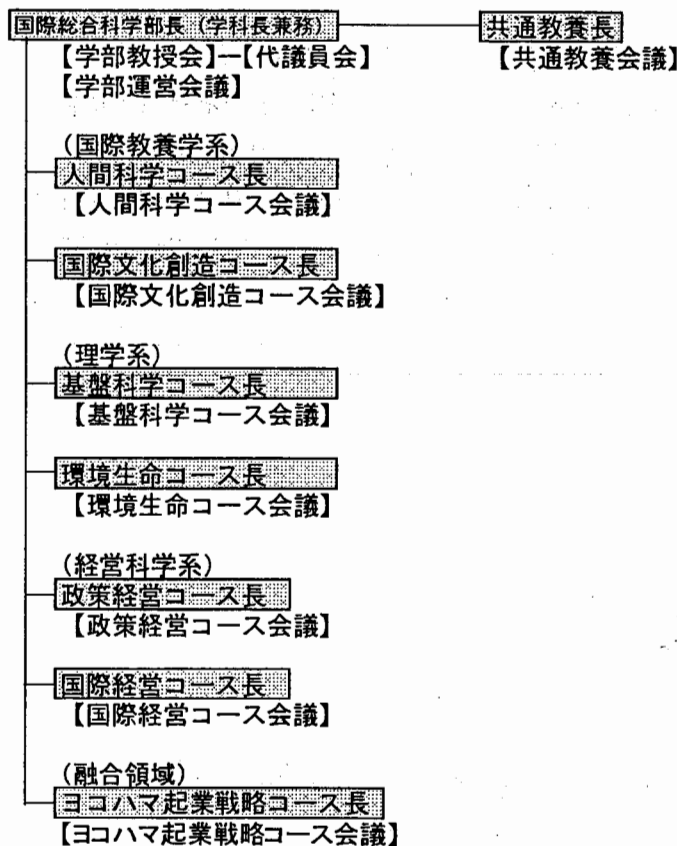
学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

3 構成員

6名

- (1) 教育研究審議会を構成する者の中から選出される者 3名(うち1名は、法人の役員又は職員でない者)。
- (2) 経営審議会を構成する者(理事長及び教育研究審議会を構成する者を除く)の中から選出される者 3名(うち1名は、法人の職員でない者)。
- (3) 議長は、委員の互選による

国際総合科学部



国際総合科学部教授会

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関する事
- (2) 運営会議から審議を依頼された、その他教育に関する事

3 構成員

(1) 教授会 (全体会)

担当専任教員である教授、準教授及び助手により構成する。

約160名

(2) 教授会代議員会

34名

- (1) 国際総合科学部運営会議の構成員（17名）
- (2) 共通教養会議及び各コース会議から選出された教員（16名）
- (3) コース会議等から選出された委員の任期は2年とする。
- (4) コース会議等から選出された委員の再任は、任期1年、2回までとする。
- (5) コース会議等から選出される委員の選出方法は、コース会議等において決定する。

国際総合科学部運営会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」（仮）

2 審議事項

- (1) コース全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 学部に配付された予算に関すること
- (3) 共通教養長又はコース長から発議された教員人事の学長への提案に関すること
- (4) その他学部の管理運営に関すること

3 構成員

17名

- (1) 国際総合科学部長
- (2) 共通教養長（1名）
- (3) コース長（7名）
- (4) 国際総合科学部長が、国際総合科学部を構成する教員の中から指名する教員8名で、任期は、1年とする。

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) コースに関するカリキュラムの編成に関すること
- (2) 教員の人事を学部長に発議すること
- (3) 教員の配置に関すること
- (4) 学生の成績・進級の管理に関すること
- (5) 学生教育費のうちコース予算について学部長への発議に関すること
- (6) その他コースの運営に関すること

3 構成員

- (1) コース長 11名以内
- (2) 副コース長 (置いた場合は、入れることができる)
- (3) コース長が、コースの担当教員の中から指名した教員5名以内
- (4) コースの担当教員の中から、担当教員により選出された教員5名以内。ただし、(2)に定める委員と同数とする。
- (5) 前(3)項及び(4)項に定める委員の任期は、2年とする。
- (6) 前(3)項及び(4)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。ただし、コースの担当教員の人数により委員の選出が困難な場合は、この限りではない。
- (7) 前(4)項に定める委員の選出方法は、コース会議において別途定める。

共通教養会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

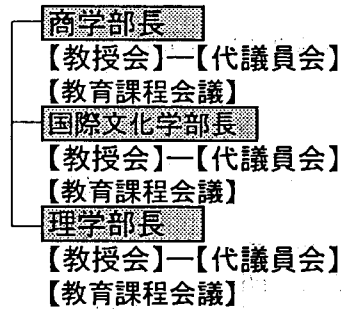
2 審議事項

- (1) 共通教養科目に関するカリキュラムの編成に関すること
- (2) 共通教養に係わる教員の人事を学部長に発議すること
- (3) 共通教養に係わる教員の配置に関すること
- (4) 学生の成績・進級の管理に関すること
- (5) 学生教育費のうち共通教養予算について学部長への発議に関すること
- (6) その他全学の教養教育に関すること

3 構成員

- 13名
- (1) 共通教養長
 - (2) 共通教養長が、「総合講義A・B及び実践科目」、「教養ゼミA・B、語学(英語)及び情報コミュニケーション科目」及び「基礎科学講義A・B、共通広域科目」の担当教員の中から、各2名を指名する。(6名)
 - (3) 国際教養学系、理学系、経営科学系及び融合領域の担当教員の中から、選出された教員各1名(4名)
 - (4) 医学部医学科長が指名した教員1名
 - (5) 医学部看護学科長が指名した教員1名
 - (6) 前(2)項及び(3)項に定める委員の任期は、2年とする。
 - (7) 前(2)項及び(3)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。
 - (8) 前(3)項に定める委員の選出方法は、共通教養会議において決定する。

既存学部（商学部、国際文化学部、理学部）



既存学部教授会

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」（仮）

2 審議事項

学部

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関すること
- (2) 教育課程会議から審議を依頼された、その他教育に関すること

3 構成員

(1) 全体会

国際総合科学部教授会（全体会）の構成員により構成する。

(2) 代議員会

国際総合科学部教授会（代議員会）の構成員により構成する。

36名

1 規程

「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) カリキュラムの編成に関する事
- (2) 学生の成績・進級の管理に関する事
- (3) 学生教育費のうち学部予算について学部長への発議に関する事
- (4) 教員の配置に関する事
- (5) その他運営に関する事

3 構成員

商学部教育課程会議

- ・政策経営コース長及び国際経営コース長が指名した教員で構成する。
- ・座長は、政策経営コース長又は国際経営コース長が務める。

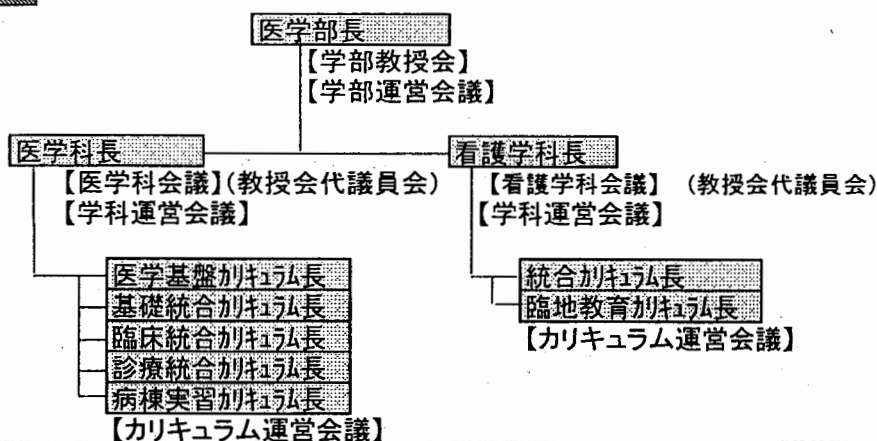
国際文化学部教育課程会議

- ・人間科学コース長及び国際文化創造コース長が指名した教員で構成する。
- ・座長は、人間科学コース長又は国際文化創造コース長が務める。

理学部教育課程会議

- ・基盤科学コース長及び環境生命コース長が指名した教員で構成する。
- ・座長は、基盤科学コース長又は環境生命コース長が務める。

医 学 部



医学部教授会

1 規 程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関すること
- (2) 運営会議から審議を依頼された、その他教育に関すること

3 構成員

(1) 全体会

担当専任教員である教授、准教授により構成する。 120名

(2) 代議員会

- (医学科会議) 39名
- (1) 医学部長
 - (2) 医学科長
 - (3) その他医学部医学科の担当教員である教授
 - (4) 特別委員として次の者を置く。
 - ① 医学研究科長
 - ② 附属病院長
 - ③ センター病院長

- (看護学科会議) 12名
- (1) 医学部長
 - (2) 看護学科長
 - (3) カリキュラム長 (2名)
 - (4) カリキュラム長が指名した教員各2名 (4名)
 - (5) 統合カリキュラム及び臨地教育カリキュラムの担当教員から選出された教員各2名 (4名)
 - (6) 特別委員として次の者を置く。
 - ① 短期大学部カリキュラム長

医学部運営会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 医学科及び看護学科に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 学部に配付された予算に関すること
- (3) 学科長から発議された教員人事の学長への提案に関すること
- (4) その他学部の管理運営に関すること

3 構成員

- (1) 医学部長、(2) 医学科長、(3) 看護学科長、(4) カリキュラム長
- (5) 看護短期大学部カリキュラム長

11名

医学科運営会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 学科のカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 学科に配付された予算に関すること
- (3) カリキュラム長から発議された教員人事の医学部長への発議に関すること
- (4) その他学科の管理運営に関すること

3 構成員

- (1) 医学科長、(2) カリキュラム長、(3) 附属病院長、
- (4) センター病院長
- (5) 医学科長が指名する教員8名
- (6) 前(5)項に定める委員の任期は、2年とする。
- (7) 前(5)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。

21名

看護学科運営会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 学科のカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 学科に配付された予算に関すること
- (3) カリキュラム長から発議された教員人事の医学部長への発議に関すること
- (4) その他学科の管理運営に関すること

3 構成員

- | | |
|---|----|
| (1) 看護学科長、(2) カリキュラム長 (2名)
(3) 看護短期大学部カリキュラム長
(4) 看護学科長が指名する教員4名
(5) 附属病院からの代表委員 (1名)
(6) センター病院からの代表委員 (1名)
(7) 前(3)項に定める委員の任期は、2年とする。
(8) 前(3)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。 | 9名 |
|---|----|

カリキュラム運営会議

医学科カリキュラム運営会議

1 規 程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- | |
|--|
| (1) 専攻全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整
(2) 医学研究科に配付された予算に関すること
(3) 医学研究科専攻長から発議された教員人事の学長への提案に関すること
(4) その他研究科の管理運営に関すること |
|--|

3 構成員

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 医学科長
(2) カリキュラム長 (5名) | 6名 |
|------------------------------|----|

看護学科カリキュラム運営会議

1 規 程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- | |
|---|
| (1) 学科のカリキュラム全般に関する管理・調整
(2) 学科に配付された予算に関すること
(3) カリキュラム長から発議された教員人事の医学部長への発議に関すること
(4) その他学科の管理運営に関すること |
|---|

3 構成員

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 看護学科
(1) 看護学科長
(2) カリキュラム長 (2名) | 3名 |
|---------------------------------------|----|

看護短期大学部運営会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 部のカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 部に配付された予算に関すること
- (3) その他部の管理運営に関すること

3 構成員

- (1) 部長(看護学科長)
- (2) 看護短期大学部カリキュラム長
- (3) 部長(看護学科長)が指名する教員2名
- (4) 統合カリキュラム長、臨地教育カリキュラム長
- (4) 附属病院からの代表委員(1名)
- (5) センター病院からの代表委員(1名)

8名

カリキュラム運営会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

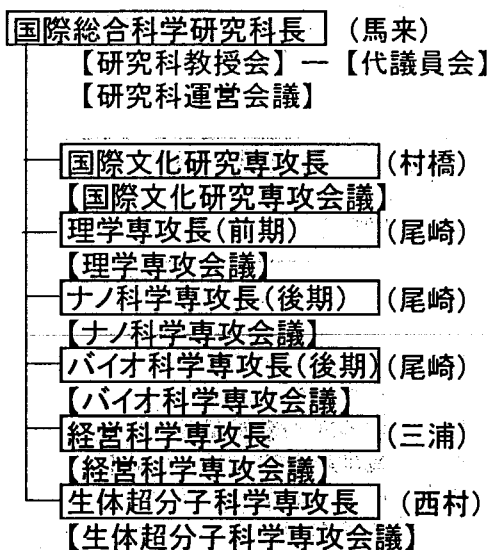
カリキュラム全般に関する管理・調整

3 構成員

- (1) 部長
- (2) 看護短期大学部カリキュラム長
- (3) 統合カリキュラム長、臨地教育カリキュラム長

4名

国際総合科学研究科



国際総合科学研究科教授会

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、留学等学生の身分に関する事
- (2) 学位に関する事
- (3) 研究科運営会議から審議を依頼された、その他研究科の教育に関する事

3 構成員

(2) 教授会全体会

担当専任教員である教授、準教授及び助手により構成する。

(2) 教授会代議員会

- | | |
|---|-----|
| | 17名 |
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際総合科学研究科研究科運営会議の構成員 (2) 国際総合科学研究科の各専攻会議において、構成員から選出された教員2名 (3) 前(2)項に定める委員の任期は、2年とする。 (4) 前(2)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。 | |

国際総合科学研究科運営会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 専攻全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 研究科に配付された予算に関すること
- (3) 専攻長から発議された教員人事の学長への提案に関すること
- (4) その他研究科の管理運営に関すること

3 構成員

- (1) 国際総合科学研究科長 9名
- (2) 専攻長
- (3) 国際総合科学研究科長が、国際総合科学研究科の担当教員の中から指名する教員4名
- (4) 前(3)項に定める委員の任期は、2年とする。
- (5) 前(3)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。

国際総合科学研究科専攻会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

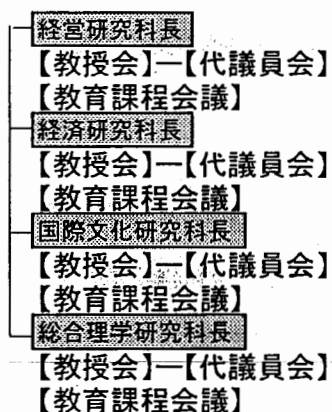
2 審議事項

- (1) 専攻に関するカリキュラムの編成に関すること
- (2) 教員の人事を研究科長に発議すること
- (3) 教員の配置に関すること
- (4) 学生の成績・進級の管理に関すること
- (5) 学生教育費のうち専攻予算について研究科長への発議に関すること
- (6) 専攻会議及び医科学専攻修士課程会議から教授会代議員会委員の選出に関すること
- (7) その他専攻の運営に関すること

3 構成員

- (1) 専攻長 7名以内
- (2) 副専攻長
- (3) 専攻長が、専攻の担当教員の中から指名した教員3名以内
- (4) 専攻の担当教員の中から、担当教員により選出された教員3名以内。ただし、(2)に定める委員と同数とする。
- (5) 前(3)項及び(4)項に定める委員の任期は、2年とする。
- (6) 前(3)項及び(4)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。ただし、専攻の担当教員の人数により委員の選出が困難な場合は、この限りではない。
- (7) 前(4)項に定める委員の選出方法は、専攻会議において別途定める。

既存研究科（経済研究科・経営研究科・国際文化研究科・総合理学研究科）



既存学部教授会

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、留学等学生の身分に関する事
- (2) 学位に関する事
- (3) 研究科運営会議から付議された、その他研究科の教育に関する事

3 構成員

(1) 全体会

国際総合科学研究科教授会（全体会）の構成員により構成する。

(2) 代議員会

- (1) 国際総合科学研究科教授会（代議員会）の構成員により構成する。 17名

教育課程会議

1 規程

「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 専攻に関するカリキュラムの編成に関すること
- (2) 学生の成績・進級の管理に関すること
- (3) 学生教育費のうち研究科予算について研究科長への発議に関すること
- (4) 教員の配置に関すること
- (5) その他研究科の運営に関すること

3 構成員

経済研究科・経営研究科教育課程会議

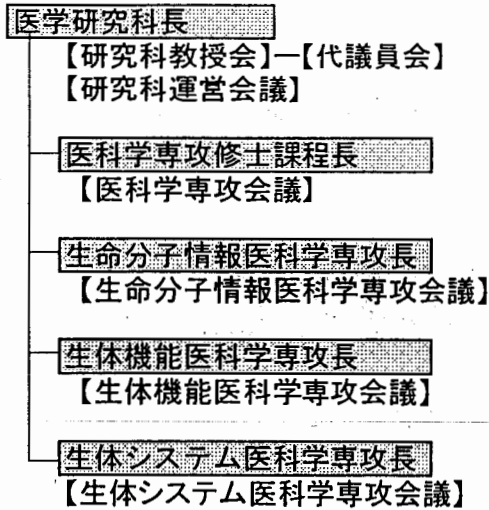
・経営科学専攻長が指名した教員で構成する。

国際文化研究科教育課程会議

・国際文化研究専攻長が指名した教員で構成する。

総合理学研究科教育課程会議

・理学専攻長及び生体超分子科学専攻長が指名した教員で構成する。



医学研究科教授会

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、留学等学生の身分に関すること
- (2) 学位に関すること
- (3) 研究科運営会議から付議された、その他研究科の教育に関すること

3 構成員

(1) 教授会全体会

担当専任教員である教授、準教授により構成する。

(2) 代議員会

- (1) 医学研究科運営会議の構成員
- (2) 医学研究科の各専攻会議において、構成員から選出された教員2名
- (3) 前(2)項に定める委員の任期は、2年とする。
- (4) 前(2)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。

17名

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

2 審議事項

- (1) 専攻全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整
- (2) 医学研究科に配付された予算に関すること
- (3) 医学研究科専攻長から発議された教員人事の学長への提案に関すること
- (4) その他研究科の管理運営に関すること

3 構成員

- (1) 医学研究科長
- (2) 専攻長
- (3) 医学研究科長が、医学研究科の担当専任教員の中から指名する教員4名
- (4) 前(3)項に定める委員の任期は、2年とする。
- (5) 前(3)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。

医学研究科専攻会議

1 規程

「学則」及び「教育研究に関する職員及び会議規程」(仮)

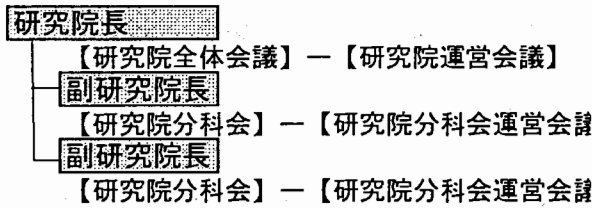
2 審議事項

- (1) 専攻に関するカリキュラムの編成に関すること
- (2) 教員の人事を医学研究科長に発議すること
- (3) 教員の配置に関すること
- (4) 学生の成績・進級の管理に関すること
- (5) 専攻予算(学生教育費)を研究科長に発議すること
- (6) 専攻会議及び医科学専攻修士課程会議から医学研究科代議員会の委員の選出に関する
こと
- (7) その他専攻の運営に関すること

3 構成員

- (14) 医学研究科専攻長 7名以内
- (15) 副専攻長
- (16) 医学研究科専攻長が、専攻の担当教員の中から指名した教員3名以内
- (17) 専攻の担当教員の中から、担当教員により選出された教員3名以内。ただし、
(3)に定める委員と同数とする。
- (18) 前(3)項及び(4)項に定める委員の任期は、2年とする。
- (6) 前(3)項及び(4)項に定める委員の再任は、任期1年、2回までとする。ただし、
専攻の担当教員の人数により委員の選出が困難な場合は、この限りではない。
- (7) 前(4)項に定める委員の選出方法は、専攻会議において別途定める。

研究院



研究院全体会議

- 1 規程
「学則」及び「研究院規則」(仮)

- 2 報告等

研究院運営会議からの報告等

- 3 構成員

病院を除くすべての専任教員。

研究院運営会議

- 1 規程
「学則」及び「研究院規則」(仮)

- 2 審議事項

- (1) 研究戦略に関して教育研究審議会へ発議すること
- (2) 産学連携に関して教育研究審議会へ発議すること
- (3) 教育研究費に関して教育研究審議会へ発議すること
- (4) 戦略的研究費に関して教育研究審議会へ発議すること
- (5) 研究院に所属する教員の選考について学長への提案に関すること
- (6) 研究設備、スペースに関して教育研究審議会へ発議すること
- (7) 知的財産に関して経営審議会へ発議すること
- (8) 研究の支援活動に関すること
- (9) 外部研究費の受け入れに関すること
- (10) 研究環境の整備に関して教育研究審議会へ発議すること
- (11) 倫理審査に関すること
- (12) その他研究に関すること

- 3 構成員

- (1) 研究院長 3 2名
- (2) 副研究院長 2名
- (3) 研究院国際総合科学分科会の構成員 1 4名
- (4) 研究院医学分科会の構成員 1 2名
- (5) 研究推進センター担当課長等

研究院分科会全体会

- 1 規 程
「研究院規則」(仮)

- 2 報告等

研究院分科会運営会議からの報告等

- 3 構成員

国際総合科学分科会

- (1) 病院を除くすべての専任教員のうち、金沢八景キャンパス・舞岡キャンパス・鶴見キャンパスの教員で構成する。

医学分科会

- (1) 病院を除くすべての専任教員のうち、福浦キャンパスの教員で構成する。

研究院分科会運営会議

- 1 規 程
「研究院規則」(仮)

- 2 審議事項

- (1) 研究戦略に関して研究院運営会議へ発議すること
- (2) 産学連携に関して研究院運営会議へ発議すること
- (3) 教育研究費に関して研究院運営会議へ発議すること
- (4) 戦略的研究費に関して研究院運営会議へ発議すること
- (5) 研究院に所属する教員の選考について研究院長への発議に関すること
- (6) 研究設備、スペースに関して研究院運営会議へ発議すること
- (7) 知的財産に関して研究院運営会議へ発議すること
- (8) 研究の支援活動に関すること
- (9) 外部研究費の受け入れに関すること
- (10) 研究環境の整備に関して研究院運営会議へ発議すること
- (11) 倫理審査に関すること
- (12) その他研究院運営会議から附議された事項に関すること

- 3 構成員

- (1) 副研究院長
- (2) 研究院会議の委員
- (3) 副研究院長の指名した研究院分科会の構成員

合計で20人以内とする。